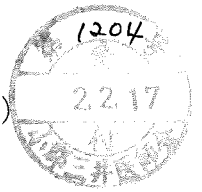


福県医発第2912号(地)
令和2年2月13日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

令和2年度税制改正について

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

去る令和元年12月12日、令和2年度税制改正大綱(自由民主党・公明党)が公表され、その後12月20日に閣議決定された旨、別添のとおり日本医師会より、通知があり、主に以下の事項が実現されることになりました。

1. 事業税非課税措置・軽減措置につきましては、引き続き検討事項とされ、存続となりました。
2. 四段階制につきましても、大綱に記載はありませんが、存続となりました。
3. 認定医療法人の適用期限が3年延長されました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、別添資料のご参照をお願い申し上げます。

敬具

[別添資料]

- 令和2年度 税制改正大綱(自由民主党・公明党、令和元年12月12日)における要望実現項目 (日本医師会、令和2年1月)
- 令和2年度 税制改正大綱(自由民主党・公明党、令和元年12月12日)

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 島田昇二郎

日医発第991号(年税63)

令和 2 年 1 月 8 日

都道府県医師会長 殿

公益社団法人日本医師会

会長 横倉 義武

(公 印 省 略)

令和2年度税制改正について

去る令和元年12月12日、令和2年度税制改正大綱（自由民主党・公明党）が公表され、その後12月20日に閣議決定されましたので、ご報告申し上げます。

本会は、令和元年8月、14項目にわたる税制要望事項を「医療に関する税制要望」としてとりまとめ、厚生労働省をはじめとする関係各方面に要望してまいりました。

この間、各都道府県医師会、各郡市区医師会から、多大なご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

御陰様にて、主に以下の事項が実現することとなりました。

1. 事業税非課税措置・軽減措置につきましては、引き続き検討事項とされ、存続となりました。
2. 四段階制につきましても、大綱に記載はありませんが、存続となりました。
3. 認定医療法人の適用期限が3年延長されました。

今後も日本医師会は地域医療を支える医療機関の経営が安定し、地域の住民が新たな医療の恩恵を受けられるよう、政府に求めてまいる所存です。

詳細につきましては、別添資料のご参照をお願い申し上げます。

[別添資料]

- 令和2年度 税制改正大綱(自由民主党・公明党、令和元年12月12日)における要望実現項目 （日本医師会、令和2年1月）
- 令和2年度 税制改正大綱（自由民主党・公明党、令和元年12月12日）

「令和2年度税制改正大綱」 (自由民主党・公明党、令和元年12月12日) における要望実現項目

令和2年1月

公益社団法人 日本医師会

一 制度の存続

- (1)・社会保険診療報酬に対する事業税非課税。
・医療法人の自由診療分の事業税については、特別法人としての軽減税率。
(事業税)

[日医税制要望4頁]

- 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

【税制改正大綱104頁 記載】

(参考) 社会保険診療報酬に係る所得以外の医業所得(自由診療分)の課税 (現行)

個人：事業主控除(290万円)を差引後の所得に対して標準税率(5%)による課税

法人：下表の標準税率(特別法人事業税との合算税率(*1))

区 分	普通法人 (資本金1億円以下)	特別法人(医療法人) (*2)
所得400万円以下の金額	4.795%	4.7095%
所得400万円超 800万円以下の金額	7.261%	6.5905%
所得800万円超の金額	9.59%	6.5905%

*1 特別法人事業税との合算税率は、都道府県や法人の状況により異なる場合がある。

*2 特別法人：農協、生協、信用金庫、労働金庫、医療法人等

(2) いわゆる四段階制（社会保険診療報酬の所得計算の特例措置）。

(所得税・法人税)

[日医税制要望 17 頁]

- ・特例措置の存続が認められたもの（大綱に記載なし）。

(参考) 所得計算の特例措置

・対象者

各年または各事業年度において、社会保険診療報酬が5,000万円以下である医業または歯科医業を営む個人及び法人。

ただし、その年の医業及び歯科医業に係る収入金額が7,000万円を超える者は対象外。

・内容

(社会保険診療報酬の金額)	(概算経費率)
2,500万円以下の金額	72%
2,500万円超 3,000万円以下の金額	70%
3,000万円超 4,000万円以下の金額	62%
4,000万円超 5,000万円以下の金額	57%

二 制度の延長・見直し

(1) 認定医療法人制度の適用期限延長。

(相続税・贈与税)

[日医税制要望 2 頁]

- 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の改正を前提に、医療継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等の適用期限を3年延長する。

【税制改正大綱50頁 記載】

(参考) 認定医療法人制度の概要（現行）

相続人が「持分あり医療法人」の持分を相続または遺贈により取得した場合、その法人が移行計画の認定を受けた医療法人であるときは、移行計画の期間満了まで相続税の納税が猶予され、持分を放棄した場合は、猶予税額が免除される。

また、出資者が持分を放棄したことにより、他の出資者の持分が増加することで、贈与を受けたものとみなして他の出資者に贈与税が課される場合も同様。

さらに、移行計画に基づき「持分なし医療法人」へ移行した場合、出資者の持分放棄に伴う法人贈与税については、非課税となる。

移行計画の認定制度が実施されるのは、平成29年10月1日から令和2年9月30日の間の3年間。

(2) たばこ税の見直し。

(たばこ税・地方たばこ税)

[日医税制要望8頁]

- 近年急速に販売が拡大している軽量な葉巻たばこについては、紙巻たばこに類似しているものの、紙巻たばことの間には大きな税率格差が存在し、課税の公平性に問題が生じている。このため、たばこ市場・産業への影響、中長期的な国・地方の税収への影響なども踏まえ、紙巻たばこと同様の課税方式への見直しを行う。その際、たばこ関係事業者への影響も勘案し、段階的に実施する。また、望まない受動喫煙対策や今後の地方たばこ税の安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が積極的に屋外分煙施設等の整備を図るよう促すこととする。

【税制改正大綱17頁 記載】

- 軽量な葉巻たばこに係る国及び地方のたばこ税の課税方式について、次の見直しを行う。
 - (1) 軽量な葉巻たばこ（1本当たりの重量が1g未満の葉巻たばこをいう。）の課税標準について、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算する方法とする。
 - (2) 上記の改正は、令和2年10月1日から実施するが、激変緩和等の観点から、同日から令和3年9月30日までの間について、上記の改正の対象を1本当たりの重量が0.7g未満の葉巻たばこに限ることとし、その場合の換算方法を葉巻たばこ1本を紙巻たばこ0.7本に換算する方法とする経過措置を講ずる。
 - (3) その他所要の措置を講ずる。

【税制改正大綱81-82頁 記載】

(補足説明) 軽量な葉巻たばこにかかるたばこ税は、紙巻きたばこと比較して税負担が低く抑えられているため、紙巻きたばこと同水準まで段階的に引き上げることとなった。

(参考) たばこ税の概要 (現行)

・課税標準

製造たばこの製造場から移出し、又は保税地域から引き取る製造たばこの本数。

・税率

税目 区分	国税			地方税			合計
	たばこ税	たばこ特別税	小計	道府県たばこ税	市町村たばこ税	小計	
紙巻たばこ	(円／千本)	(円／千本)	(円／千本)	(円／千本)	(円／千本)	(円／千本)	(円／千本)
葉巻たばこ パイプたばこ	5,802	820	6,622	930	5,692	6,622	13,244
刻みたばこ かみ用及びかぎ 用の製造たばこ							
【平成 30 年 10 月 1 日～】 加熱式たばこ							
【～令和元年 9 月 30 日】 旧 3 級品の紙巻 たばこ							
	4,032	624	4,656	656	4,000	4,656	9,312

(注)

- 上記は、平成 31 年 (2019 年) 4 月現在の税率。なお、たばこ税等の税率 (国税・地方税合計) は、令和 2 年 (2020 年) 10 月 1 日から 14,244 円/千本、令和 3 年 (2021 年) 10 月 1 日から 15,244 円/千本となる。
- たばこ特別税は平成 10 年 (1998 年) 12 月 1 日から実施。
- 葉巻たばこ及びパイプたばこは 1 g を 1 本に、刻みたばこ、かみ用及びかぎ用の製造たばこは 2 g を 1 本に、それぞれ換算する。
- 加熱式たばこは、平成 30 年 (2018 年) 10 月 1 日から「加熱式たばこ」の区分に分類され、令和元年 (2019 年) 9 月 30 日までの間の本数換算は、次のイ～ハの本数の合計本数による。
 イ その重量 (フィルター等を含む。) 1 g を 1 本に換算した本数に 0.8 を乗じた本数
 ロ その重量 (フィルター等を除く。) 0.4 g を 0.5 本に換算した本数に 0.2 を乗じた本数
 ハ その小売定価 (消費税抜き) の紙巻たばこ 1 本当たりの平均価格をもって 0.5 本に換算した本数に 0.2 を乗じた本数
- 旧 3 級品の紙巻たばことは、わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット、ウルマ及びバイオレットの 6 銘柄の紙巻たばこをいう。

三 検討事項

(1) 基金拠出型医療法人における負担軽減措置の創設。

(所得税)

[日医税制要望 2 頁]

- ・「長期検討」項目とされた（大綱に記載なし）。

(2) 地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置の創設。

(不動産取得税・固定資産税)

- ・「長期検討」項目とされた（大綱に記載なし）。

(3) 小規模企業等に係る税制のあり方の検討。

(所得税・法人税)

- 「検討事項」として以下の通り記載。

小規模企業等に係る税制のあり方については、働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。

【税制改正大綱 103 頁 記載】

四 関連項目

(1) 医療費控除の提出資料の見直し。

(所得税)

- 医療費控除の適用を受ける際の確定申告書の添付書類について、次の措置を講ずる。
 - ① 現行の医療保険者の医療費の額等を通知する書類の添付に代えて、次に掲げる書類の添付ができることとする。
 - イ 審査支払機関の医療費の額等を通知する書類（当該書類に記載すべき事項が記録された電磁的記録を一定の方法により印刷した書面で、真正性を担保するための所要の措置が講じられているものとして国税庁長官が定めるものを含む。）

ロ 医療保険者の医療費の額等を通知する書類に記載すべき事項が記録された電磁的記録を一定の方法により印刷した書面で、真正性を担保するための所要の措置が講じられているものとして国税庁長官が定めるもの

(注1) 上記の改正により、電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により確定申告を行う場合においても、マイナポータルを使用して取得する審査支払機関の医療費の額等を通知する書類に記載すべき事項が記録された一定の電磁的記録の送信をもって、当該書類の添付に代えることができることとなる。

(注2) 上記の「審査支払機関」とは、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会をいう。

② 電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により確定申告を行う場合において、次に掲げる書類の記載事項を入力して送信するときは、これらの書類の確定申告書への添付に代えることができることとする。この場合において、税務署長は、確定申告期限等から5年間、その送信に係る事項の確認のために必要があるときは、これらの書類を提示又は提出させることができることとする。

イ 医療保険者の医療費の額等を通知する書類

ロ 審査支払機関の医療費の額等を通知する書類

(注) 上記の改正は、令和3年分以後の確定申告書を令和4年1月1日以後に提出する場合について適用する。

【税制改正大綱42・43頁 記載】

○ 被保険者(納税者)が、マイナポータルを通じて申告に必要な情報を取得し、e-Taxへの自動転記を行うことができるよう、審査支払機関が提供するデータ及び医療費通知を印刷した書面(QR証明書)を確定申告書の添付書類に追加し、医療費控除の申告手続きの簡素化を図る。

あわせて、保険者の医療費通知を書面(郵送)で受け取った者が電子申告をする場合には、当該医療費通知の添付を省略できることとする。

【厚生労働省 令和2年度税制改正の概要(厚生労働省関係) 5頁 記載】

以上